

月額自己負担限度額表（単位：円）

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合：総医療費の2割		
			自己負担限度額		
			一般	高額かつ長期※1	人工呼吸器等装着者※2
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税 (世帯)	本人収入 ～80万円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人収入 80万円超	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上 7.1万円未満		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満		20,000	10,000	
上位所得※3	市町村民税 25.1万円以上		30,000	20,000	
入院時の食費			全額自己負担		

※1 医療費助成の支給認定を受けたのち、ひと月の医療費総額(10割分)が50,000円を超える月が12か月間の間に6月以上ある場合は、「高額かつ長期」の負担額への変更申請をすることが出来ます。(ただし、支給認定を受けた月以降で、変更申請をする月から12か月前の医療費に限ります。)

※2 一日中人工呼吸器等を装着されている方で、日常生活動作が著しく制限されている方は、人工呼吸器等装着者としての申請をすることができます。認定を受けた場合、月額自己負担限度額が一律1,000円となります(生活保護受給者を除く)

※3 生活保護受給者以外で、正当な理由なく医療保険に加入していない場合、「上位所得」として扱われます。